

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

熱中症対策 **早期対応で重症化を防ごう**

新日鐵住金名古屋製鐵所の対策例から
マンガで基本を— 安全よんコマ

特集Ⅱ

木建現場を抜き打ちパト

建災防山梨県支部「ブルーキャップス隊」に密着

別冊付録

最近の書類送検事件

＝労基法違反容疑編＝

安全スタッフ編集部 編

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2259

2016

6 / 1

■ 災害のあらまし ■

倉庫作業に従事していたA社の労働者B（当時37歳）は、倉庫内で稼働中に急性大動脈解離（大動脈の中膜に血流が入り込み、層構造が解離してしまう疾患）を発症して心タンポナーゼ（心臓と心臓を覆う膜の間に液体が大量に貯留することによって心臓の拍動が阻害された状態で、容易に心不全に移行して死に至る）により死亡した。

Bの遺族が、過重な業務が原因であるとして労働者災害補償保険法による療養補償給付、遺族補償給付などの支給を求めた。

■ 判断 ■

Bは、本件疾病の発症前約1年間にわたり、とくに過重な業務に従事しており、明らかに業務以外の原因により発症したと認められる特段の事情があったともいえないとされた。その結果、業務起因性が肯定され、業務上災害と判断された。

■ 解説 ■

Bは当時、物流倉庫で倉庫作業員として働いていた。事故当日の午後5時30分ころ、倉庫内で作業中に倒れ、病院に救急搬送されたが、すでに心肺停止状態となり、同日午後7時20分に死亡した。本件ではBに「長期間の過重業務」があり、著しい疲労がもたらされ、脳・心臓疾患の業務起因性が認められるか否かが問題となった。

この点、「脳・心臓疾患の労災認定」について、行政から認定基準が示されている。認定基準は、業務による明らかな過重負荷により血管病変などがその自然的経過を超えて著しく憎悪して脳・心臓疾患が発症した場合に業務起因性を肯定するという基本

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士 永井事務所

所長 永井 康幸

第219回

的な考え方を採用している。

それによると、時間外労働が、発症前1カ月間に100時間または2カ月から6カ月平均で月80時間を超える場合は、発症との関連性が強いとされる（80時間基準）。80時間基準という労働時間とは、実作業時間のほか、実作業には従事しないものの労働から解放されているとはいえ手待ち時間も含まれる。ただし、手待ち時間については、就労態様などから労働密度が特に低いと評価されるときは、業務と発症との関連性が弱く、業務の過重性が否定されることがあり得る。

死亡前のBは、倉庫で入荷部品のチェック、部品へのナンバーなどのシール貼り、配送先のシール作成・貼付、出荷する製品の移動、出荷する製品のトラックへの積み込み（フォークリフト運転）、伝票入力・印刷、トレーラーの運行手配・指示、出荷計画立案、倉庫管理などに従事。また、倉庫の鍵を管理しており、朝に倉庫を開け、帰りには閉めていた。

A社におけるBの実際の労働は、発症（死亡）日を起点として前に遡った180日間（本件判定期間）において、午前7時前後に出勤し、倉庫内で空箱の搬出、部品・材料や製品移動などの出荷作業準備を行ったほか、運送業者との電話連絡や、客先からのメール確認なども行っていた。早朝勤務の理由は、納品のトラックが午前7時過ぎに到着することもあって、その時刻に倉庫を解錠して荷下ろしを開始する必要があったほか、倉庫が狭く、その他の午前中の作業をするためにも、作業場所の確保が必要であったからである。その結果、Bが出勤してから朝礼開始までの間に私用のためある程度の休憩時間を取っていたとしても、なお月80時間超の時間外労働があった。



また、何らかの基礎疾患を有しながら支障なく就労している中高年労働者などは、厚生労働省の労働者健康状態調査によると、多数存在しており、これらの労働者も日常業務の遂行が十分可能であることを考えれば、基礎疾患を有するからといって労災補償が受けられないとすることは不合理である。したがって、基礎疾患を有するものの、それがとくに重篤な基礎疾患でなく、日常業務を支障なく遂行できる労働者についても、通常の労働者と同様に過重な業務であるか否かの評価を行うものとされる。

Bは、事故前年に実施された健康診断において、高血圧および高コレステロールであり、精密検査が必要と判定されていた。しかし、Bは、前日まで通常通り労働に従事していたのであり、リスクファクターないし基礎疾患を有するが日常業務を支障なく遂行できる労働者に該当すると認めることができた。

以上により、長時間労働が80時間基準を満たすのみならず、本件判定期間より前のおおむね6カ月間の労働による疲労の蓄積も付加要因として存在するとされ、認定基準にいう長時間の過重業務の要件を充足し、業務起因性が肯定された。